

◎戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成二十八年法律第十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(国の責務)</p> <p>第三条〔略〕</p> <p>2 国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を講ずるに当たっては、平成二十八年度から令和十一年度までの間（第五条第一項において「集中実施期間」という。）を、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間とし、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に推進するよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>(国の責務)</p> <p>第三条〔略〕</p> <p>2 国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を講ずるに当たっては、平成二十八年度から平成三十六年度までの間（第五条第一項において「集中実施期間」という。）を、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間とし、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に推進するよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 〔略〕</p>